

第15号議案

「職員の育児休業等に関する条例」改正の概要

1 趣旨

育児休業および育児短時間勤務の対象となる子の範囲を拡大するほか、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する。

2 背景

「地方公務員の育児休業等に関する法律」および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、条例改正を行う。

3 改正内容

(1) 非常勤職員の育児休業の取得に係る雇用継続に関する要件の緩和
非常勤職員は、以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能である。

- (現行)
- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
 - ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
 - ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く
 - ④ 勤務日の日数を考慮して規則で定めるもの

- (改正後)
- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
 - ② 子が1歳6カ月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと
 - ③ 勤務日の日数を考慮して規則で定めるもの

(2) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

育児休業等の対象となる子に、「養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された児童」を加える。

(3) 再度の育児休業を取得できる要件の追加

再度の育児休業ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了等を加える。

(4) 育児短時間勤務の再度の請求ができる要件の追加

育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了

等を加える。

- (5) 部分休業と介護時間または育児時間を同日に取得する場合は、その合計時間を2時間までとするように調整することとする。

4 施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6カ月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6カ月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) (省略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号および同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ (省略)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないことおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) (省略)</p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ (省略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の1歳6カ月到達日</u></p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> | <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子が1歳6カ月に達する日</u></p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> |
| <p><u>第2条の4</u> 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> | <p><u>第2条の3</u> 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> |
| <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> | <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> |
| <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> | <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> |
| <p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> | <p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、もしくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、または第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業もしくは出産に係る子もしくは同条の規定による承認に係る子が死亡し、または養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> |
| <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> | |
| <p>(2) <u>育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> | |
| <p>ア 前号アまたはイに掲げる場合</p> | |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(8) (省略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第3条第1号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> | <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) <u>第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(7) (省略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、もしくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、または第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業もしくは出産に係る子もしくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、または養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第15条 (第1項省略)</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項もしくは学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成20年品川区条例第22号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)第16条第1項の規定による育児時間または勤務時間条例第16条の2第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項もしくは学校教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> | <p>第15条 (第1項省略)</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項または学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成20年品川区条例第22号)第16条第1項の規定により育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> |